

事務連絡
令和8年8月14日

公益社団法人
全国産業資源循環連合会 御中

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物規制担当参事官室

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条の規定による
行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置等の適用について

「令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（令和8年政令第260号。以下「令」という。）が本年8月7日付けで公布・施行された。これにより、令和8年熊本地震による災害が、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成8年法律第85号。以下「災害特措法」という。）第2条第1項の「特定非常災害」として指定されるとともに、行政上の権利利益に係る満了日の延長や、期限内に履行されなかった行政上の義務の履行の免責等の措置を講ずることにより、被災者の権利利益の保全等を図ることとなった。産業廃棄物行政における行政上の権利利益に係る満了日の延長等については、下記のとおりであるので、貴連合会におかれては、熊本県協会に対して周知の方をお願いしたい。

記

1. 行政上の権利利益に係る満了日の延長について

令の施行に伴い、環境省では、「令和八年熊本地震による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件」（令和8年環境省告示第38号。以下「環境省告示第38号」という。）を本年8月12日付けで公布・施行した。環境省告示第38号により、災害特措法第3条第2項に基づき、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）の規定による許可又は認定（以下「許可等」という。）のうち、特定非常災害発生日（令和8年7月28日）以降に有効期間が満了するものであって、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第2条に規定する災害発生市町村の区域（以下「特定被災区域」という。）内において当該許可等に係る業を行う者及び施設を設置している者について、以下のとおり指定し、当該許可等の有効期間の満了日を令和9年1月27日まで延長することとした。また、延長措置の対象者の判断等については、（1）から（3）までの事項に留意されたい。

特定権利利益	対象者	延長後の満了日
廃棄物処理法第 14 条第 1 項の規定による許可であって、同条第 2 項の規定により、令和 9 年 1 月 26 日以前にその有効期間が満了するもの	特定被災区域内において当該許可に係る業を行う者	令和 9 年 1 月 27 日
廃棄物処理法第 14 条第 6 項の規定による許可であって、同条第 7 項の規定により、令和 9 年 1 月 26 日以前にその有効期間が満了するもの	特定被災区域内において当該許可に係る業を行う者	
廃棄物処理法第 14 条の 4 第 1 項の規定による許可であって、同条第 2 項の規定により、令和 9 年 1 月 26 日以前にその有効期間が満了するもの	特定被災区域内において当該許可に係る業を行う者	
廃棄物処理法第 14 条の 4 第 6 項の規定による許可であって、同条第 7 項の規定により、令和 9 年 1 月 26 日以前にその有効期間が満了するもの	特定被災区域内において当該許可に係る業を行う者	
廃棄物処理法第 15 条の 3 の 3 第 1 項の規定による認定であって、同条第 2 項の規定により、令和 9 年 1 月 26 日以前にその効力を失うもの	特定被災区域内において当該認定に係る施設を設置している者	

(1) 延長措置の対象者の判断について

環境省告示第 38 号により指定された許可等に係る有効期間の延長措置（以下「延長措置」という。）の対象者は、特定被災区域内において業を行う者等であるが、その判断に当たっては、許可等の区分に応じ、産業廃棄物収集運搬業者にあつては、特定被災区域内において業を行う許可を有しているか否かにより判断し、産業廃棄物処分業者又は熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設を設置する者として認定を受けた者にあつては、当該許可等に係る事業の用に供する施設等の所在地が特定被災区域内に存在するか否かにより判断される。

なお、本延長措置は、行政庁による個別の確認行為を経ず、環境省告示第 38 号により指定された対象者に一律に適用されるものであるが、当該対象者が今般の地震により特段の被害を被っていない

いなどの理由から、当該延長措置の適用を受ける意思を有しておらず、行政庁においても更新に係る事務を行うことが可能な場合については、従前の許可等の有効期間を満了日として取り扱うことも可能となる。

また、災害特措法第3条第3項により、行政庁は、特定非常災害の被害者であって、その特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延長の申出を行ったものについても、延長期日までの期日を指定してその満了日を延長することができることとされていることから、環境省告示第38号の対象外となった者についても延長措置を講ずる必要がある場合には、令和9年1月27日までの期日を指定し、当該者に係る許可等の有効期間を延長することが可能となる。

(2) 延長措置の対象者に係る許可証又は認定証について

延長措置の対象者については、現に交付を受けている許可証又は認定証（以下「許可証等」という。）に記載された許可等の有効期間と実際の許可等の有効期間とに齟齬が生じることとなる。

熊本県及び熊本市に対しては、環境省より、当該延長措置の対象者が円滑に業を継続することができるよう努めるとともに、許可証等の書換えなども当該対象者の個別の求めに応じ実施されたい旨、技術的助言を行っている。

(3) 延長措置の対象となる許可等に係る更新後の有効期間の起算日について

延長措置の対象となる許可等については、その有効期間は、令和9年1月27日までとなることから、当該許可等に係る更新後の許可等の有効期間の起算日については、従前の許可等の有効期間を基に起算するものではなく、延長されたことを前提に更新に係る事務が行われる。

2. 期限内に履行されなかった行政上の義務の履行の免責について

令第4条の規定により、本年7月28日以降に履行期限が到来する義務のうち、令和8年熊本地震により法令上の履行期限までに履行されなかった義務については、本年11月27日までに当該義務が履行された場合は、刑事上、行政上の責任は問われないこととされた。免責の対象となる義務は、災害特措法第4条第1項の要件に該当する全ての義務であり、産業廃棄物等に関連する義務としては、次の義務が挙げられる。

免責される義務	根拠条文
運搬受託者の管理票交付者への送付	廃棄物処理法第12条の3第3項前段
廃棄物処理法第12条の3第4項に基づく処分受託者の管理票交付者への送付	廃棄物処理法第12条の3第4項
廃棄物処理法第12条の3第5項に基づく処分受託者の管理票交付者への送付	廃棄物処理法第12条の3第5項
管理票交付者の報告書	廃棄物処理法第12条の3第7項
管理表交付者が講ずべき措置	廃棄物処理法第12条の3第8項

電子情報処理組織使用義務者の情報処理センターへの報告	廃棄物処理法第 12 条の 5 第 1 項
電子情報処理組織使用義務者の情報処理センターへの報告	廃棄物処理法第 12 条の 5 第 2 項
運搬受託者の情報処理センターへの報告	廃棄物処理法第 12 条の 5 第 3 項
処分受託者の情報処理センターへの報告	廃棄物処理法第 12 条の 5 第 3 項
処分受託者の管理票交付者への管理票の写しの送付	廃棄物処理法第 12 条の 5 第 6 項
二以上の事業者が共同で産業廃棄物処理事業者として認定を受けているときの軽微な変更による届出	廃棄物処理法第 12 条の 7 第 9 項
産業廃棄物に係る処理困難通知	廃棄物処理法第 14 条第 13 項
産業廃棄物処理業に係る廃止又は変更の届出	廃棄物処理法第 14 条の 2 第 3 項において準用する第 7 条の 2 第 3 項
産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の欠格要件に係る届出	廃棄物処理法第 14 条の 2 第 3 項において準用する第 7 条の 2 第 4 項及び第 5 項
産業廃棄物に係る処理困難通知	廃棄物処理法第 14 条の 2 第 4 項
産業廃棄物に係る処理困難通知	廃棄物処理法第 14 条の 3 の 2 第 3 項
特別管理産業廃棄物処理業に係る廃止又は変更の届出	廃棄物処理法第 14 条の 5 第 3 項
特別管理産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物処分業の欠格要件に係る届出	廃棄物処理法第 14 条の 5 第 3 項
特別管理産業廃棄物に係る処理困難通知	廃棄物処理法第 14 条の 5 第 4 項
特別管理産業廃棄物に係る処理困難通知	廃棄物処理法第 14 条の 6
産業廃棄物処理施設の定期検査	廃棄物処理法第 15 条の 2 の 2
産業廃棄物の最終処分場に係る埋立処分の終了の届出	廃棄物処理法第 15 条の 2 の 6 第 3 項において準用する第 9 条第 4 項
産業廃棄物処理施設設置者の欠格要件に係る届出	廃棄物処理法第 15 条の 2 の 6 第 3 項において準用する第 9 条第 6 項及び第 7 項
産業廃棄物処理施設の相続の届出	廃棄物処理法第 15 条の 4 において準用する第 9 条の 7
産業廃棄物の再生利用認定制度に係る変更の届出	廃棄物処理法第 15 条の 4 の 2 第 3 項において準用する第 9 条の 8 第 8 項
産業廃棄物の広域認定制度に係る変更の届出	廃棄物処理法第 15 条の 4 の 3 第 3 項において準用する第 9 条の 9 第 8 項
産業廃棄物の無害化処理認定業者に係る変更の届出	廃棄物処理法第 15 条の 4 の 4 第 3 項において準用する第 9 条の 10 第 6 項
産業廃棄物の輸入をした者の情報処理センターへの登録	廃棄物処理法第 15 条の 4 の 7 第 2 項

既に土地の形質の変更に着手している者の届出	廃棄物処理法第 15 条の 19 第 2 項
非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者の届出	廃棄物処理法第 15 条の 19 第 3 項
有害使用済機器の保管又は処分を業とする届出	廃棄物処理法第 17 条の 2 第 1 項
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管等に係る届出	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第 8 条
事業者の地位の承継があったときの届出	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第 16 条

以上

